

## 令和5年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 11名

中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明  
上村博文 境 良一 太田桂子 芥川高一  
芥川清二 宮本久美子 加悦雅浩

4. 欠席委員 1名

鎌賀和夫

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 上村委員 芥川（清）委員

6. 議 事

- (1) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第30号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
- (5) 報告第10号 許可不要転用届について

事務局 只今から令和5年第9回の総会を開催いたします。本日は、鎌賀委員がお休みですが、委員定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 お忙しく猛暑の中出席頂きお礼申し上げます。7月の委員交代から8月、今回の9月と慌ただしい時期であったと思います。さて、県の農業会議も熊本市の福原会長が新会長と就任されました。明日、お祝いのご挨拶を予定しています。また、遊休地活用事業ですが、例年どおりじゃがいもの栽培を計画していますが、今年度は、親子での参加を呼びかけたと

ころ現在までの5家族の参加要望がなされています。ご参加頂けますのでこの機会を活用し農業委員会のPRにつながればと思います。ご就任後農地転用等聞きなれないことがまだまだあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、上村委員さんと芥川清二委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の上村委員よりご説明をお願いします。

上村委員 本件については、以前から確認していました。特に問題無いものと思われれます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページ3ページです。申請地までの通作距離は約600m、農業年数は24年、農機具を所有し、主たる作物は米、メロン、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われれます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第28号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の那須委員から説明をお願いします。

那須委員 申請番号1番については、特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は6ページです。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人です。申請地は、ショッピングセンターやコンビニ、主要道路から近く利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画用途地域内にある農地で、第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番は個人住宅の申請で特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は7ページです。申請人は、松山町に居住する個人で、子供の成長により現在の住居が手狭になったため個人住宅の建築を計画したところ、申請地は閑静な住宅街であり、子供の成長にもよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置

付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、馬之瀬町で不動産等を営む法人です。申請地は、小学校に近く、住宅購入を希望される方もいるため、建売住宅の需要が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の太田委員から説明をお願いします。

太田委員 本件について申請内容を確認しましたが特に問題ないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、一里木町に居住する個人です。申請地には昭和63年に個人住宅として転用許可を出していますが、仕事等の都合で計画が頓挫し、登記地目の変更までされていませんでした。平成25年、登記簿上の地目が農地のままであると理解せず、申請人が太陽光パネルを設置していたため、

今回、始末書添付で改めて転用許可申請を行うものです。なお、申請地は支所からおおむね 300m以内にある農地であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請内容については特に問題ないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、人吉市で再生可能エネルギーによる発電事業等を営む法人です。申請地は平坦な土地で十分な広さがあり、太陽光発電設備の設置に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、支所からおおむね 500m以内にある農地のため、第2種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 申請内容については問題ないのですが、現況は耕作放棄地で、地権者、譲受者とも市内在住ではなく、近隣にはコミュニティーセンターが建設予定で、地域の中心部となる、太陽光発電が入り込んでくる。何等かの形で制限等出来ないのか。

事務局 農地法上、条件をクリアーでき契約が成立するのであれば制限は出来ないと思われるが、委員提案については、市内全域でその様な問題が発生することが想定されるので、県農業会議等と協議を行います。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認致します。以上、議案第29号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第30号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定はありませんでした。13ページ38番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の再設定です。⑤、⑥につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、熊本県農業公社が農地を買い入れ、今回借り手に売却するものです。次に14ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で8,194㎡となっています。次に15ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第9回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が54,583㎡、農業公社による利用権の新規設定が47,823㎡、再設定が799㎡、所有権の移転は11,311㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第30号について承認します。次に報告第9号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。17 ページをお開きください。解約件数は1件、総合計は1筆で892㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第9号について承認します。次に報告第10号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。19 ページをお開きください。地図は20・21 ページです。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。熊本県が公共事業の用に供するための転用になります。農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。次に番号2番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。農機具等の資材置場として使用するための転用になります。農地法施行規則第29条第1項において、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。また、当該地は農振農用地に含まれますが、農業用倉庫設置による用途区分の変更が確定済みです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第10号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局

有難うございます。これをもちまして令和5年第9回の農業委員会総会  
を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 上村 博文 印

議事録署名人 芥川 清二 印